（政令第四十八条の十二の二第一項の割合等）

第十条の二の六　政令第四十八条の十二の二第一項、第四十八条の十二の三第一項並びに第四十八条の十三第七項及び第二十九項に規定する総務省令で定める割合は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一　次号に掲げる法人以外の法人　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める割合

イ　政令第四十八条の十二の二第一項、第四十八条の十二の三第一項並びに第四十八条の十三第七項及び第二十九項の関係市町村に係る場合（ロに該当する場合を除く。）　当該関係市町村が課する市町村民税の法人税割の税率に相当する割合

［ロ　略］

二　二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人で特別区の存する区域において事務所又は事業所を有しないもの　政令第四十八条の十二の二第一項、第四十八条の十二の三第一項並びに第四十八条の十三第七項及び第二十九項の関係市町村が課する市町村民税の法人税割の税率に相当する割合

2　政令第四十八条の十三第十六項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　政令第四十八条の十三第九項の規定の適用を受けようとする内国法人（同条第三項に規定する内国法人をいう。以下この号において同じ。）又は外国法人（同条第九項に規定する外国法人をいう。以下この号において同じ。）の名称、事務所又は事業所所在地（二以上の市町村において事務所又は事業所を有する内国法人又は外国法人にあつては、当該内国法人又は外国法人の主たる事務所又は事業所所在地）及び法人番号並びに代表者の氏名

二　適格分割等（政令第四十八条の十三第九項に規定する適格分割等をいう。以下この条において同じ。）に係る分割法人等（同項に規定する分割法人等をいう。以下この号及び次項第二号において同じ。）の名称、事務所又は事業所所在地（二以上の市町村において事務所又は事業所を有する分割法人等にあつては、当該分割法人等の主たる事務所又は事業所所在地。次項第二号において同じ。）及び法人番号並びに代表者の氏名

［三　略］

四　政令第四十八条の十三第九項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定により同項の内国法人又は外国法人の同条第十一項各号に定める事業年度の同条第二項に規定する控除限度超過額（第四項第一号において「控除限度超過額」という。）とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

五　政令第四十八条の十三第九項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定により同項の内国法人又は外国法人の同条第十一項各号に定める事業年度の市町村民税の控除余裕額とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

［六　略］

3　政令第四十八条の十三第二十六項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　政令第四十八条の十三第二十一項の規定の適用を受けようとする所得等申告法人（同条第二十項に規定する所得等申告法人をいう。以下この号において同じ。）の名称、事務所又は事業所所在地（二以上の市町村において事務所又は事業所を有する所得等申告法人にあつては、当該所得等申告法人の主たる事務所又は事業所所在地）及び法人番号並びに代表者の氏名

［二・三　略］

（政令第四十八条の十二の二第一項等の割合等）

第十条の二の六　政令第四十八条の十二の二第一項、第四十八条の十二の三第一項並びに第四十八条の十三第八項及び第三十項に規定する総務省令で定める割合は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一　次号に掲げる法人以外の法人　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める割合

イ　政令第四十八条の十二の二第一項、第四十八条の十二の三第一項並びに第四十八条の十三第八項及び第三十項に規定する関係市町村に係る場合（ロに該当する場合を除く。）　当該関係市町村が課する市町村民税の法人税割の税率に相当する割合

［ロ　同上］

二　二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人で特別区の存する区域において事務所又は事業所を有しないもの　政令第四十八条の十二の二第一項、第四十八条の十二の三第一項並びに第四十八条の十三第八項及び第三十項に規定する関係市町村が課する市町村民税の法人税割の税率に相当する割合

2　政令第四十八条の十三第十七項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　政令第四十八条の十三第十項の規定の適用を受けようとする内国法人（同条第三項に規定する内国法人をいう。以下この号において同じ。）又は外国法人（同条第十項に規定する外国法人をいう。以下この号において同じ。）の名称、事務所又は事業所所在地（二以上の市町村において事務所又は事業所を有する内国法人又は外国法人にあつては、当該内国法人又は外国法人の主たる事務所又は事業所所在地）及び法人番号並びに代表者の氏名

二　適格分割等（政令第四十八条の十三第十項に規定する適格分割等をいう。以下この条において同じ。）に係る分割法人等（同項に規定する分割法人等をいう。以下この号及び次項第二号において同じ。）の名称、事務所又は事業所所在地（二以上の市町村において事務所又は事業所を有する分割法人等にあつては、当該分割法人等の主たる事務所又は事業所所在地。次項第二号において同じ。）及び法人番号並びに代表者の氏名

［三　同上］

四　政令第四十八条の十三第十項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定により同項の内国法人又は外国法人の同条第十二項各号に定める事業年度又は連結事業年度の同条第二項に規定する控除限度超過額（第四項第一号において「控除限度超過額」という。）とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

五　政令第四十八条の十三第十項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定により同項の内国法人又は外国法人の同条第十二項各号に定める事業年度又は連結事業年度の市町村民税の控除余裕額とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

［六　同上］

3　政令第四十八条の十三第二十七項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　政令第四十八条の十三第二十二項の規定の適用を受けようとする所得等申告法人（同条第二十一項に規定する所得等申告法人をいう。以下この号において同じ。）の名称、事務所又は事業所所在地（二以上の市町村において事務所又は事業所を有する所得等申告法人にあつては、当該所得等申告法人の主たる事務所又は事業所所在地）及び法人番号並びに代表者の氏名

［二・三　同上］